

<資料 2>

エシカル消費新聞広告制作掲載業務委託 仕様書

1 業務の趣旨

県民に「エシカル消費」についての理解を深めてもらうため、新聞を活用して周知を行う。

2 広告の内容

- (1) 環境への配慮及び資源の有効利用を中心としたエシカル消費の実践例
- (2) その他、県が指定する内容

3 業務の内容

- (1) 制作業務
 - ア 新聞広告の企画制作業務（「2 広告の内容」に基づく企画・構成、レイアウト・デザイン、取材、原稿作成、写真撮影、写真手配）
 - イ 県との打ち合わせ、校正作業
 - ウ 制作データの県への納品（A I 形式、E P S 形式、P D F 形式）
- (2) 掲載業務
 - ア 「4 新聞広告の規格」に沿った掲載紙面の確保
 - イ 新聞社への制作データの引き渡し（A I 形式、E P S 形式、P D F 形式）
- (3) その他
 - その他本業務について、協議の上定めた業務

4 新聞広告の規格

- (1) 掲載紙 秋田魁新報
- (2) 掲載日 令和 7 年 9 月中のいずれか 1 日
- (3) 掲載段数 カラー全 5 段× 1 / 2

5 契約に関する条件等

- (1) 再委託について
 - ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は書面により、あらかじめ県の承認を得ること。
 - ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。
- (2) 権利の帰属等
 - ア 著作権は、全て県に帰属するものとする。
 - イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。
 - ウ 受託者は、県の承諾なしに委託業務により制作された成果物を他に流用してはならない。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

- (1) 委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。
- (2) 委託業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、委託業務以外の目的への使用や第三者への提供はできないものとする。
- (3) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、受託者と協議して定める。